

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

集団討議でルールづくり

「他人事」にしない文化育てる
住友ベークライト宇都宮工場

特集Ⅱ

過重労働による健康障害防止対策 上

労災認定は企業にダメージ
八木労務監査事務所 八木 直樹

別冊付録

事業所内で行う安全衛生教育の内容 (3)

中山 貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825
メルマガも配信中です!

No.2287

2017

8 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
林社会保険労務士事務所
東京会

所長 林 弘嗣

第247回

休憩中に現場近くで発電機使用、CO中毒に

■ 災害のあらまし ■

真夏の非常に暑い日に、建設工事業者の社員が工事を行っていた。昼休みの時間に、そのうちの2人が、建設工事現場に隣接した古い家屋に、扇風機とガソリンを燃料とした発電機を持ち込み、扉を閉めて扇風機で涼んでいた。仕事の時間になっても2人が作業場に現れないため捜したところ、古い家屋で2人が一酸化炭素（CO）中毒により死亡しているのが発見された。

■ 判断 ■

被災者が亡くなったのは休憩時間中の行為が原因であり、原則として業務起因性は認められない。しかし、業務で使用する発電機と扇風機を使用していたこと、真夏の非常に暑い時期にこのような使用法が予見されていたにもかかわらず、指導管理が不足していたことなどから、**業務上災害**と判断された。

■ 解説 ■

今回の事故は、①休憩中の事故であること、②被災者に過失があることの2点から労災認定されるかどうか不明確であった。被災者の過失も大きかったが事業主の指導不足があったことから、一番のポイントは休憩中の行為が業務災害として認められるかとなった。

災害が業務災害として労災認定されるためには、業務と災害の間に相当因果関係があること、すなわち「業務起因性」が必要になる。また、その前提である労働者が労働関係に基づいて事業主の支配下にある「業務遂行性」が必要になる。

業務遂行性については、①事業主の指揮命令下にあること、②事業場施設内で事業

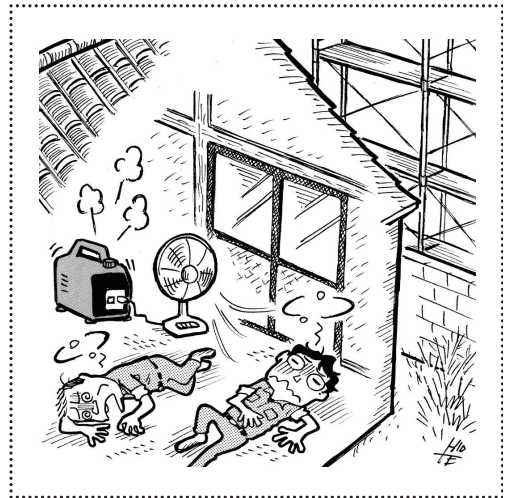
主の管理下にあること、③業務中であることが求められる。

休憩時間中については、自由行動が認められていることから私的行為中の事故とされ、原則として業務起因性は認められない。しかし、その後に、業務に就く予定があり事業施設内で行動しているのであれば、事業主の管理下から離脱したとは言えず業務遂行性はあると考えられる。そのうえで、①事業主に責任があると考えられるような事業場施設や設備もしくはその管理の欠陥に起因する災害や②休憩中であっても、業務付随行為として考えられる事業場施設内での生理的・必要行為や作業と関連のある必要行為、合理的行為で明らかに私的行為と考えられないような行為中の災害は業務災害として認定される。

今回の災害は、上記①事業主の指揮命令下にはなく業務中でもないが、業務施設内と考えられる隣接した古い家屋内での出来事であり、事業場施設内で事業主の管理下にあると考えられ、業務遂行性はあると考えられる。

そして、①発電機、扇風機は業務で使用されているものであり、その使用につき事業主の管理が徹底されていなかった。②扇風機を使用して涼しくして休憩していたことは生理的・必要行為と考えられること。③密閉空間で、発電機を使用すると一酸化炭素(CO)中毒になるということについて事業主が指導不足であったことなどから、休憩中の事故でありかつ被災者の過失もあるが、業務起因性があると判断され業務災害として認定された。

休憩中に事故については、事業場施設内でスポーツをしてケガをした場合は、明らかに私的行為と考えられ労災とは認識しないであろう。一方、労災になるかどうか



判定に困るケースも多いと思われる。休憩時間中に飲料水をくみに行く時に転落したケースや、道路の傍らで休憩していた道路清掃の労働者が自動車にひかれたケースは労災認定されている。食事のため休憩時間に外出中の事故では、通常労災認定はされない。しかし、会社が利用を認めている食堂への移動中の交通事故は労災認定されており、明確な基準はないと考えておいたほうが無難である。個々の事案により微妙な場合は、必ず労働基準監督署に確認が必要である。

今回のケースでは、発電機の使用法について教育の重要性を再認識するとともに、暑い夏に想定される作業者の健康管理・安全管理についても考えさせられる災害となった。発電機による一酸化炭素(CO)中毒に関する調査によると、家庭用の小型発電機を6畳程度の室内で運転しただけで、一酸化炭素の濃度は10分程度で致死濃度である1,600ppm以上に達するという(東京都生活文化局ホームページ)。たとえ短時間であっても、屋内や閉鎖的な空間(車庫や小屋など)で使用することは死亡事故につながると警告している。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp